

確認しましょう！ 栃木県の
最低賃金

時
間
額

7 3 3 円

すべての労働者とその使用者に適用されます。

平成 26 年 10 月 1 日 発効

特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

詳しくは、 栃木労働局賃金室（ 028 - 634 - 9109 ）
又は、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。